

1

営業と生活を  
守るのは当然の権利



日本国憲法は「生活費に税金をかけてはならない」「能力に応じて公平に負担する」を原則にしています。滞納はこの原則に外れた税制に責任があります

税金・保険料の滞納処分から身を守る



# 10の対策

「納税(徴収)の猶予」「換価の猶予」を主張しよう

2

書類は捨てず、  
必ず見る



滞納を「恥ずかしい」と放置すると差し押さえなどが進行します。税務署からの督促状などは放置せず、また、決してあきらめず、民商で仲間に相談しましょう

5

担保に先日付小切手は  
絶対きらない



国税庁は、先日付小切手を「強制的に振り出させない」としています(2005年5月17日 衆議院財務金融委員会) キツパリ断りましょう

8

高すぎる  
延滞税は免除が当然



延滞税の免除も主張しましょう。「納税の猶予」が認められると、延滞税は2%以下(2014年1月以降)になり全額免除も可能です(国税通則法63条、租税特別措置法94条、地方税法15条9)

3

営業と生活の  
見直しを



営業と生活の状況を数字でつかみ、対策を話し合しましょう。毎月ムリのない支払いにするなどの交渉の力になります

6

生存権的財産は  
憲法に基づき保障される



憲法25条は生存権を保障しています。生存権的財産の家や預金の差し押さえは、憲法29条の財産権の侵害です。売掛金や生命保険の差し押さえはやめさせましょう

9

差し押さえに関する滞納者の  
保護規定の主張を



「超過差し押さえ」や「無益な差し押さえ」は禁止されています(国税徴収法48条)。差押財産の選択は「生計や事業に与える影響が少ないことを考慮」しなければなりません(国税徴収法基本通達47-17)

4

権利として  
「納税の猶予」の申請を



「納税の猶予」(国税通則法46条)「徴収猶予」(地方税法15条)を認めさせれば差し押さえはできません。差し押さへの解除も申請できます。1年以内の分割納付も可能です

7

差し押さえには「換価の猶予」や  
「差押えの猶予」を



事業の継続、生活の維持を困難にする恐れがある財産の差し押さえは、猶予または解除できます(「換価の猶予」国税徴収法151条、「差押えの猶予」地方税法15条5)

10

どうしても払えないときは  
「滞納処分の執行停止」を



「滞納処分の執行停止」を認めさせましょう(国税徴収法153条、地方税法15条7)。3年継続すると納税義務は消滅します(国税徴収法153条4、地方税法15条7)。明らかに徴収不能な場合、納付義務を消滅できます(徴収法153条5、地方税法18条1)